平成２２年（フ）第６３１号
千葉県我孫子市日秀208番地　ケアハウス鳥の里
債務者　中島　達子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６４１号
千葉県我孫子市湖北台７丁目18番74―208号
債務者　小野　正人
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７０号
千葉県松戸市小金原８丁目13番地の32ベルピア馬橋第８―201号
債務者　和田　守彦
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７３号
千葉県流山市流山６丁目542番地の１
債務者　吉野　文雄
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７４号
千葉県流山市流山６丁目542番地の１
債務者　吉野　好子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６８３号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺２丁目16番20号トキワハイツ202
債務者　小埜尾照子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６９３号
千葉県松戸市仲井町１丁目８番地小澤マンション302号
債務者　角田　則男
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７０４号
千葉県柏市北柏３丁目５番地２　フォワードマンション605号
債務者　小川由美子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７０５号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目５番19号
債務者　大久保ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７０９号
千葉県松戸市牧の原435番地の19牧の原公団住宅１街区８棟506号
債務者　板橋　良子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７１８号
千葉県鎌ヶ谷市富岡２丁目７番90号ピアボナール202号
債務者　深沢　治美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２８号
新潟県佐渡市梅津1834番地６
債務者　高橋トシ子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７３４号
千葉県野田市次木324番地　グリーン・リーブスⅠ―203号室
債務者　飯野真由美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７３７号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷九丁目４番２号シャルマン103号
債務者　工藤　貴子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７４９号
千葉県松戸市新松戸南３丁目199番地ユイト・ＳＶＰ302号
債務者　古澤　幸雄
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７５４号
千葉県流山市南流山１丁目14番地の８　ロジカルトレード南流山202
債務者　小林　弘尚
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１６３号
山口県山陽小野田市千代町１丁目５番７号
債務者　栗丸　浩典
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山口地方裁判所宇部支部